

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

大刀洗町のハザードマップによると、大刀洗町商工会が立地する大堰地区において、大部分が3mを超える浸水が予想されているほか、一部においては最大で5mの浸水が予想されている。また、大刀洗町の50%を超える範囲で0.5m以上の浸水が予想されている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、大刀洗町は震度6弱以上の地震が今後30年間で6~26%の確率で発生すると言われている。

(その他)

令和5年7月10日には筑後川、小石原川、大刀洗川が危険氾濫水位を超えた状況となり、町内の道路冠水や床下浸水等の被害を受けた。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、大刀洗町においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 450人
- ・小規模事業者数 349人

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	90	85	町内に広く分散している
	製造業	56	32	菊池校区に多い
	卸・小売業	166	125	幹線道路沿いに多い
	サービス業	138	107	町内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 大刀洗町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・大刀洗町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 大刀洗町商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・福岡県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入推進
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)を備蓄
- ・大刀洗町が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える大刀洗町商工会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、大刀洗町商工会と大刀洗町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連絡体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福岡県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）
 - (2) 事業継続力強化支援事業の内容
 - ・大刀洗町商工会と大刀洗町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。
- ＜1. 事前の対策＞
- ・本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発災時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。
- 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知
 - ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
 - ・町広報紙、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
 - ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
 - ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
 - ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
 - ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
 - ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
 - 2) 大刀洗町商工会自身の事業継続計画の作成
 - ・令和7年5月30日（第5版）作成済。
 - 3) 関係団体等との連携
 - ・連携協定を見据えて福岡県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外にも対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
 - ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償）の紹介等も実施する。
 - ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
 - 4) フォローアップ
 - ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
 - ・大刀洗町事業継続力強化支援協議会（構成員：大刀洗町商工会、大刀洗町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。
 - 5) 当該計画に係る訓練の実施
 - ・自然災害（水災や地震等）が発生したと仮定し、大刀洗町との連携ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

< 2. 発災後の対策 >

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後に警戒レベル4（避難勧告）の段階に引き上げられた1時間以内の段階で職員の安否報告を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等）を大刀洗町商工会と大刀洗町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、大刀洗町における感染症対策本部設置に基づき大刀洗町商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・大刀洗町商工会と大刀洗町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、発災から2日以内に情報共有する。

被害規模の目安は以下を想定する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、大刀洗町商工会と大刀洗町は以下の間隔で被害情報を共有する。

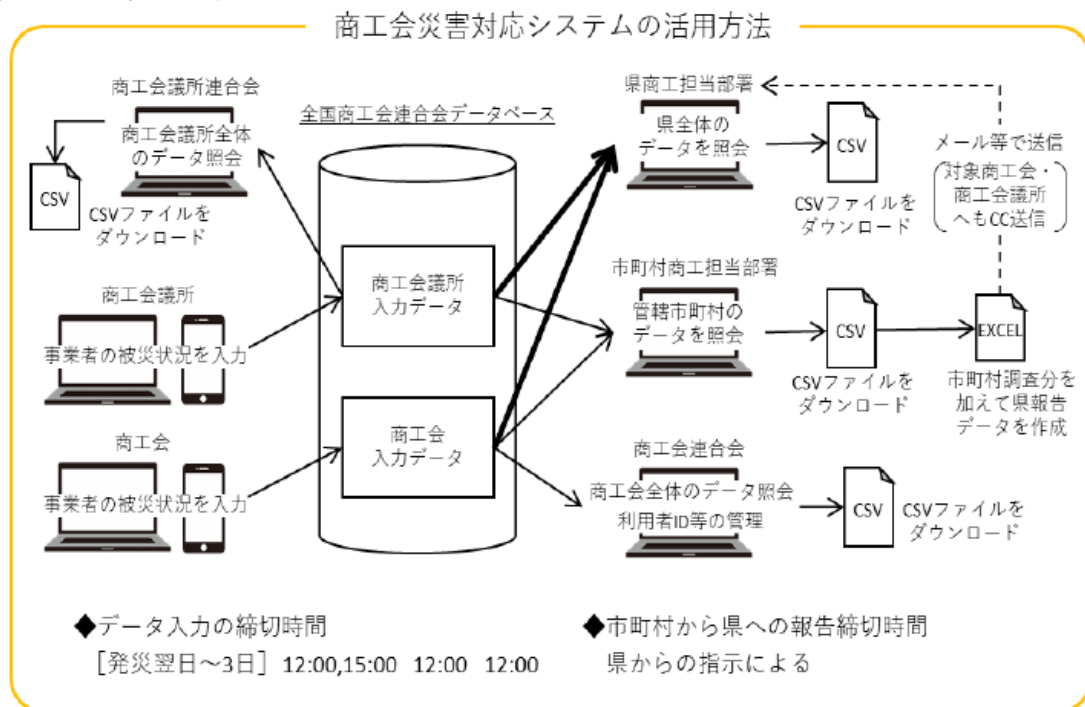
発生後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

・大刀洗町で取りまとめた「大刀洗町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における連絡体制 >

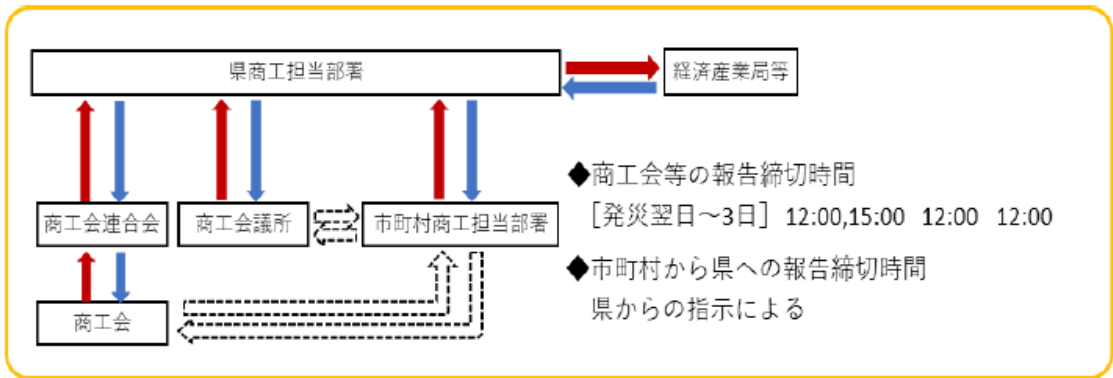
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・大刀洗町商工会と大刀洗町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・大刀洗町商工会と大刀洗町が共有した情報を、福岡県の指定する方法にて大刀洗町商工会又は大刀洗町より福岡県商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、大刀洗町商工会と大刀洗町が共有した情報を福岡県の指定する方法にて大刀洗町商工会又は大刀洗町より福岡県へ報告する。
- ・大刀洗町商工会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、大刀洗町の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、大刀洗町商工会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。大刀洗町は県からの指示により報告する。

①システム利用可能時



②システム不具合発生時

- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- ・また、当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I
福岡県中小企業振興経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keioishien@pref.fukuoka.lg.jp）】

令和○年○月○日の大雨による商工被害状況 提出日：令和○年○月○日

団体名：
記入担当者：

記入例	被害箇所				被害状況		区分 (被災・被害の程度)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容(建物、備品、資料等、被害の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください)	
○●●○●●○●●○	-	●●●製材所	製造業	約10万円	工場内が浸水。旋盤機2台が利用できない状況。	事業所・店舗等に被害 発生した被害内容に 被害を受けた事業 所名称・被災被害の 概要を記入する	
△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電線柱が店舗に向けて倒れ、店舗平場。在庫商品の約7割が被害。		
1							
2							
3							

※当日までに御報告頂いた箇所は省略せずに、最新情報を通知していただきます。 ※両紙が足りない場合はコピーしてご利用ください。
※既に御報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の被害や被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、大刀洗町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・福岡県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を福岡県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福岡県へ報告する。

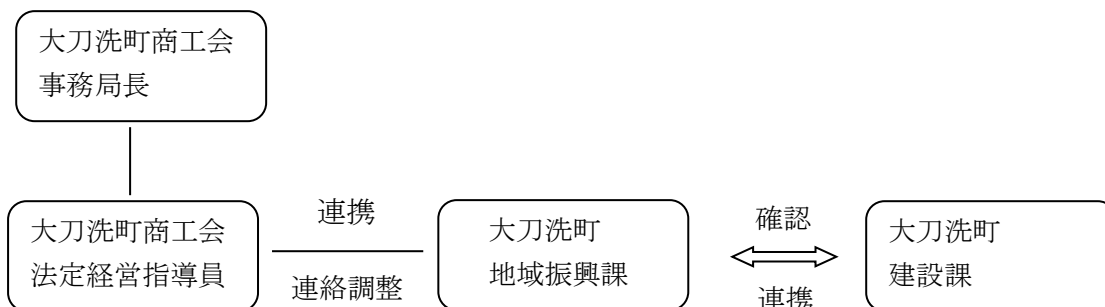
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年9月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 川島 由香利

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

大刀洗町商工会

〒830-1201 福岡県三井郡大刀洗町大字富多819

TEL: 0942-77-2182 FAX: 0942-77-5599

E-mail: tachiarai@shokokai.ne.jp

②関係市町村

大刀洗町 地域振興課

〒830-1201 福岡県三井郡大刀洗町大字富多819

TEL: 0942-77-0173 FAX: 0942-77-3063

E-mail: chiikidukuri01@town.tachiarai.fukuoka.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	130	130	130	130	130
講習会開催費	70	70	70	70	70
印刷製本費	60	60	60	60	60

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
福岡県補助金、会費収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
福岡県火災共済協同組合 理事長 花田 稔之 〒812-0018 福岡県福岡市博多区吉塚本町9-15 Tel 092-622-8071
連携して実施する事業の内容
<1. 事前の対策> 3) における関係団体との連携は下記の事業内容とする。 福岡県火災共済協同組合 ・小規模事業者に対する災害リスクを周知する。 ・専門機関による損害保険の見直しの助言アドバイスを行う。 ・BCP策定支援を行う。 ・共済加入者に対し地震補償特約・休業共済等に対する必要性の周知啓蒙を行う。 ・保険相談等を開催し、リスク診断を行う。
連携して事業を実施する者の役割
福岡県火災共済協同組合 ・小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・BCP策定支援 (見込まれる効果) 関係団体と連携することにより、小規模事業者へ災害リスクの認識と事前対策の必要性が理解され、災害発生時において、経営資源の損害を最小限に留められ、事業の継続並びに早期復旧が可能となる効果が見込まれる。
連携体制図等